

## 地域の会第134回定例会 資料

平成26年8月6日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

資料1：前回定例会（7月2日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：原子力規制庁の主な対応（7月2日以降）  
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

資料3：放射線モニタリング情報

## 前回定例会(7月2日)以降の原子力規制庁の動き

平成26年8月6日

柏崎刈羽原子力規制事務所

## 【原子力規制委員会】

(7月9日定例会)

## ○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正等について

米国のByron2号機における1相開放故障により安全系補機類が停止した事象を踏まえた、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正(案)等について、平成26年6月5日～7月4日の間、行政手続法に基づく意見募集を実施しました。

提出された意見を踏まえ修正した上で、規則の解釈を一部改正し、即日施行することが了承されました。

(7月16日定例会)

## ○九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について

原子力規制委員会は、平成25年7月8日に九州電力株式会社から提出された川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書及び同申請の補正書の提出がなされたことから、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところですが、原子炉等規制法に適合しているものと認められることから、審査の結果の案を取りまとめることとし、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととしました。(別添1)

詳細は、ホームページでご確認下さい。

[http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h26fy/data/0017\\_01.pdf](http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h26fy/data/0017_01.pdf)

(7月30日定例会)

## ○平成26年度第1四半期における専決処理について

事務局より原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する平成26年度第1四半期における専決処理案件の報告がなされ、委員会として了承いたしました。

詳細は、ホームページでご確認下さい。

<http://www.nsr.go.jp/committee/kisei/h26fy/20140730.html>

(8月6日定例会)

## ○平成26年度第一四半期における保安検査結果について

平成26年度第1四半期(4月～6月)に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく保安

検査の結果等を報告し、了承されました。

(別添2：柏崎刈羽原子力発電所に対する検査項目及び検査結果報告書を抜粋)

## ○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正等について

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正(案)」並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈(案)」について行政手続法に基づく意見募集、並びに日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年版)」〈第1編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012)に関する技術評価書(案)及び「発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版)」(JSME SNJ1-2012)に関する技術評価書(案)並びに設計・建設規格 2005年版(2007年追補版)及び亀裂解釈を引用しているガイドの規定の整理の観点からの改正について任意の意見募集を実施しました(意見募集期間：平成26年6月19日～7月18日、御意見数：22通)。

お寄せいただいたご意見を踏まえ、以下について了承されました。

- ①実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日付け原規技発第1306194号)の一部改正
- ②実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈の制定
- ③日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2012年版)」〈第1編 軽水炉規格〉(JSME S NC1-2012)に関する技術評価書の策定
- ④日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格(2012年版)」(JSME SNJ1-2012)に関する技術評価書の策定

また、上記解釈の一部改正を受けて、以下のガイドを改正することが了承されました。

- ①原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(平成25年6月19日付け原規技発第13061911号)
- ②原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(平成25年6月19日付け原規技発第13061913号)
- ③発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド(平成25年6月19日付け原規技発第13061920号)
- ④発電用原子炉施設の溶接事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド(平成25年6月19日付け原規技発第13061922号)
- ⑤発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド(平成25年6月19日付け原規技発第13061923号)
- ⑥耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日付け原管地発第1306195号)

⑦耐津波設計に係る工認審査ガイド（平成25年6月19日付け原管地発第1306196号）

○実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド（案）及び実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド（案）に対する意見募集の実施について

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）附則第2項において、特定重大事故等対処施設は、平成30年7月7日までに設置しなければならないと定められていることから、以下の審査ガイドを制定することが了承されました。

- ・実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド
- ・実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド

審査ガイド制定にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）に定める命令等に該当するものではないが、任意に行うものとして意見募集を実施することが了承されました。

（今後の予定）

- 意見募集の実施 平成26年8月7日（木）から9月5日（金）までの30日間
- 原子力規制委員会決定 平成26年9月中旬
- 施行 平成26年9月中旬

【（合同審査会）原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会】

8月 1日 第2回

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合

7月29日 第6回

○技術情報検討会

7月 7日 第9回

○原子力規制委員会政策評価懇談会

7月22日 第1回

○設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム

8月 1日 第5回

○溶接規格の技術評価に関する検討チーム

8月 1日 第1回

## ○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

- 7月 4日 第122回会合
- 7月11日 第123回会合
- 7月18日 第124回会合
- 7月22日 第125回会合
- 7月31日 第126回会合（非公開）、第127回会合
- 8月 1日 第128回会合
- 8月4、5日 泊発電所1、2、3号機 現地調査
- 8月 5日 第129回会合

## 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 7月 8日 地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（14）
- 7月 9日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（54）
- 7月14日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（55）  
3社4プラント合同ヒアリング（23）
- 7月15日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（56）  
3社4プラント合同ヒアリング（24）
- 7月16日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（57）  
3社4プラント合同ヒアリング（25）
- 7月17日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（58）  
3社4プラント合同ヒアリング（26）
- 7月22日 **第125回審査会合**  
東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の確率論的  
リスク評価（PRA）について
- 7月23日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（59）  
新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について  
3社4プラント合同面談
- 7月24日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（60）  
3社4プラント合同ヒアリング（27）
- 7月29日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（61）  
<東北電力、東京電力、中国電力合同ヒアリング>
- 8月 5日 **第129回審査会合**  
東京電力（株）柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の設計基準  
への適合性（静的機器の単一故障）について

## 【原子力規制庁ホームページ】

（7月 7日）

## ○東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査の申請を受理しました

原子力規制委員会に提出された申請書については、溶接安全管理審査後、その結果も併せて公表する予定です。

(7月18日)

- 東京電力株式会社から発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受領しました  
東京電力株式会社から、発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受領しましたので、公表します。

(7月17日)

- 日本原燃株式会社(廃棄事業者)濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の廃棄物確認に係る廃棄物確認証を交付しました

日本原燃株式会社(廃棄事業者)から、平成25年10月25日付けで申請があった東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所において発生した廃棄体に対する濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の廃棄物確認について、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示に規定する技術上の基準に適合していると認められたことから、平成26年4月24日、25日及び5月8日付けで廃棄物確認証を交付しました。

(7月22日)

- 東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理しました

原子力規制委員会に提出された申請書については、溶接安全管理審査後、その結果も併せて公表する予定です。

(7月25日)

- 東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の原子炉設置許可に係る変更の届出を受理しました

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第3項の規定に基づく工事計画の変更の届出を受理しました。

- ・固体廃棄物処理系の固化装置の変更に伴う工事の工事計画の変更
- ・低伝導度廃液系のクラッド除去装置の廃止に伴う工事の工事計画の変更

(7月31日)

- 東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理しました

溶接安全管理審査申請書の変更届出となります。

(8月1日)

○東京電力株式会社から放射線測定設備現況届出書を受理しましたので、公表します  
平成26年6月20日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の放射線測定設備現況届出書を受理しましたので、公表します。

詳細は、ホームページでご確認下さい。

<http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/law/NEP/26/08/0801-1.html>

**【柏崎刈羽原子力規制事務所関係】**

○安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について（指導）

平成25年4月1日から平成26年3月31日に行われた、柏崎刈羽原子力発電所における安全文化醸成活動について、別添3のとおり評価し、通知しました。

以 上

## 九州電力株式会社川内原子力発電所 1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について(案)

平成26年7月16日  
原子力規制委員会

### 1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、平成25年7月8日に九州電力株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書を受理した。また、平成26年4月30日及び6月24日に、同社から当委員会に対し同申請の補正書の提出がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、科学的・技術的意見の募集を行うとともに、原子力委員会及び経済産業大臣の意見を聴くこととする。

### 2. 意見募集の実施

別紙1添付の審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行う（平成26年7月17日（木）から平成26年8月15日（金）までの30日間）。

### 3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くこととする。

### 4. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項に基づき、別紙3のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

### 5. 今後の予定

科学的・技術的意見の募集並びに原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく当該設置変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。



平成26年8月6日  
原子力規制庁

## 平成26年度第1四半期の保安検査の実施状況について

平成26年度第1四半期（4月～6月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

### I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

#### 1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

##### （1）平成26年度第1回保安検査の結果

###### ①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定<sup>※1</sup>の遵守状況に関して、原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

###### ②検査実施期間及び検査実施者

別表1-1に示す期間（2週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

###### ③検査内容

別表1-1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

###### ④検査結果

検査の結果、別表1-1に示すとおり、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

##### （2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

###### ①検査の目的

事業者が行う原子炉の起動・停止、燃料の装荷・取出し等、安全確保上重要な行為に対し、原子炉等規制法第43条の3の24第5項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第2項の規定に基づき、確認を行うものである。

###### ②検査内容

今回の検査においては、別表1-2に示す発電所（号機）に対し、保安活

動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

### ③検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

## （３）保安検査期間外の保安規定違反について

平成２６年度第１四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

## ２．特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

### （１）平成２６年度第１回保安検査の結果

#### ①検査の目的

平成２５年８月１４日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置<sup>※３</sup>の実施状況に関して、原子炉等規制法第６４条の３第７項の規定に基づき、確認を行うものである。

※３ 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

#### ②検査実施期間及び検査実施者

別表１－３に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

#### ③検査内容

別表１－３に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

#### ④検査結果

検査の結果は、別表１－３に示すとおりである。このうち「監視」<sup>※４</sup>に該当する事象が１件（「４０００トンノッチタンク群からの堰外漏えいに係る貯留管理の不備について」）確認された。詳細な内容は、別表１－４のとおり。

※４ 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

### （２）保安のための措置上必要と認める保安検査結果について

#### ①検査の目的

事業者が行う行為に対し、原子力規制委員会が、実施計画に定める保安のための措置の適正な実施を確保するため必要と認める場合、原子炉等規制法第６４条の３第７項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第４０条第２項の規定に基づき、確認を行うものである。

## ②検査内容

平成25年11月13日から実施されている、福島第一原子力発電所4号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業の実施状況について、記録及び必要に応じて現場立会を行うことにより実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。（現在も検査は継続中）

## ③検査結果

平成26年6月30日までに、使用済燃料プールに保管されている燃料集合体1533体中1188体の移送が完了しており、これまでのところ、実施計画に従って行われていないと判断される事象は認められていない。なお、天井クレーンの年次点検のため、7月1日より9月上旬にかけて燃料取り出し作業は中断している。

## (3) 保安検査期間外の実施計画違反について

平成26年度第1四半期では、保安検査期間外において、「監視」に該当する事象が1件（共用プール建屋放射線エリアモニタの線量未測定について）確認された。詳細な内容は、別表1-4のとおり。

## 3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

平成26年度第1四半期では、発電用原子炉施設（特定原子力施設を含む）において運転上の制限を逸脱した事象は発生しなかった。

## II. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

### 1. 平成26年度第1回保安検査の結果

#### (1) 検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

#### (2) 検査実施期間及び検査実施者

別表2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

#### (3) 検査内容

今回の検査においては、別表2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

#### (4) 検査結果

検査結果は、別表2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、試験研究用等原子炉施設、再処理施設及び核燃料物質の使用施設において行った指摘のうち、以下については、保安規定に違反するとは言えないものの、複数の事業者又は施設において見られる等、共通的な課題として改善が必要と考えられる。

- ・日本原燃株式会社再処理事業所並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センター（北地区及び南地区）において、最終的に廃棄施設に廃棄する前段階であってこれから廃棄しようとするもの（原子炉等規制法上の放射性廃棄物とする前段階のもの。）に係る保管場所、安全確保策、保管期間等が明確になっていなかったことから、これらについて明確にするよう指摘した。
- ・ニュークリア・デベロップメント株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所において、不適合として管理を行う事象が法令違反等の重大な事象のみに限定して運用され、是正処置及び予防処置が確実に行われていなかったことから、不適合管理の対象とする事象の範囲を見直すよう指摘した。

## 2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成26年度第1四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

(5/17)

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	6月2日(月) ~ 6月13日(金)
検査項目	<b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査実施方針に基づく検査項目。)</b> <u>①保守管理の実施状況</u> <u>②保安に関する組織・職務等の実施状況</u> <u>③保安教育の実施状況</u> ④運転管理の実施状況 (抜き打ち検査)  <b>2) 追加検査項目</b> なし
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>保守管理の実施状況については、長期停止に伴い策定された特別な保全計画等に基づく保全活動が適切に実施されているか確認するため、1号機から4号機までを対象に検査を実施した。</p> <p>検査の結果、事業者は、過去の長期停止時の保管方法の実績等を参考に、乾燥保管や定期的な動作確認等の保管対策を定めていること、原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209)に基づき、技術的評価を行って保全方式や点検周期を決めて点検していることを確認した。</p> <p>また、平成26年4月1日に改訂された保守管理実施方針の発電所における具体的な保全活動への反映状況について検査を実施した。検査の結果、今年度の柏崎刈羽原子力発電所の各レベルの保守管理目標に落とし込み、保全活動に展開中であり、保安規定に基づく取り組みが進められていることを確認した。</p> <p>更に、他発電所で発生したトラブルに関する水平展開の実施状況について検査を実施した。検査の結果、保全の有効性評価の一環として他発電所のトラブルに関する水平展開要否について、社内マニュアルに基づき検討及び対策が実施されていることを確認した。</p> <p>保安に関する組織・職務等の実施状況については、平成25年度に東京電力の組織改編が行われ、柏崎刈羽原子力発電所の保安に関する組織・職務等も大幅に変更になっており、これらの改編が保安規定の基本方針である「発電所における保全活動は災害防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。」を実行できる組織となっているか検査を実施した。</p> <p>検査の結果、平常時の発電所新組織は、原子炉安全に関する人材育成機能の強化、システムエンジニアリング力や直営技術力強化を目的とした、「安全管理の一元化(原子力安全センターの新設)」、「運営管理機能の一元化(原子力計画部の新設)」、「ユニット管理機能の強化(運転管理部、保全部内の強化)」の三位一体となって運営する組織として改編されており、その有効性評価を部レベル、グループレベルで行い、業務管理が効率的な運営に改善され効果的に機能していることや、中長期的な改善検討の必要性についての評価結果をユニット所長、原子力安全センター所長、原子力計画部長へ報告するとともに、経営企画会議において「経営企画会議資料：発電所組織見直しの有効性評価について」を用いて発電所長に報告しており、新組織が適切な品質保証活動を実施していることを確認した。また、組織改編が行われた柏崎刈羽原子力発電所の、保安活動、関係法令、保安規定の遵守意識を定着させるために、社長が定めた「関係法令及び保安規定遵守に関する基本方針」に基づく活動計画を毎年度策定し、その計画に基づき関係法令及び保安規定遵守の意識の定着活動を継続していることを、マニュアル「NI-Z09-1法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」により確認した。</p> <p>保安教育の実施状況については、組織改編に伴い、保安に関する組織等の変更が生じているが、新組織に対応した所員への保安教育が適切に実施されているかについて検査を実施した。</p> <p>検査の結果、所員への保安教育に係る職務と役割および責任者が明確に定められており、保安教育を実施するための体制が構築されているとともに、保安規定及び社内規程等に基づき適切に計画、実施、審議され、承認が行われてい</p>

ることを、平成 25 年度保安教育実施結果、平成 26 年度保安教育計画により確認した。

運転管理の実施状況については、運転員が設備の状況等を適切に把握するための当直班の編成、教育・訓練の状況及び巡視点検手順の策定状況について確認すると共に、抜き打ち検査として、巡視点検を行う運転員への当直長の指揮状況及び実際の運転員の巡視点検の実施状況等について検査を行った。

検査の結果、運転管理に係るマニュアルについては、発電グループマネージャーが作成し、当該マニュアルの制定、改訂については業務フローに従い実施し、保安運営委員会の審議を経て実施されていることを確認した。

原子炉の運転員の確保については教育・訓練マニュアル等に基づく所定の訓練・研修を経た者を発電直の組織表より編成しており、当直長は「原子力発電所運転責任者に係る判定機関の指定及び管理並びに選任マニュアル」に基づき、運転責任者として選任されていることを確認した。

巡視点検については「状態管理マニュアル」「各号機の巡視点検要領」に基づき実施され、巡視点検報告書、パトロールチェックシートが作成されていることを確認し、抜き打ち検査による同行立会を実施した。巡視点検開始前の、当直班打合せでは、当直長から補機操作員に対して結露、クーラードレンや長期停止に伴い保管中のポンプ等に係る注意事項等、的確な指示が行われていることを確認した。巡視点検においては、運転中の機器の軸受部の聴音等適宜な手段で点検を行い結露発生ポイントにては特に念入りに状態確認を実施するなど良好な基本動作を確認した。

以上のことから、平成 26 年度第 1 回保安検査を実施した結果を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動の実施状況は良好と評価する。

平成26年7月7日

東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所長 殿

柏崎刈羽原子力規制事務所  
統括原子力保安検査官 内藤 浩行

安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について（指導）

平成25年4月1日から平成26年3月31日に行われた、柏崎刈羽原子力発電所における安全文化醸成活動については、下記のとおり評価しましたので通知します。

なお、取り組み要請事項については、確実に実行されるよう求めます。

記

（取組み要請事項）

手順の変更等による事故・故障等を未然に防ぎ、安全性への影響評価を常に行える組織を目指すため、常に問いかける姿勢を持って、作業管理を行うことを要請する。

また、作業員の安全性を確保するため、慣れた作業であっても、過去に類似・再発事象の分析結果や、管理、監督の不備によるトラブル事例等を十分に学習した上で、作業管理を行うことを要請する。

（奨揚がふさわしい取組み）

朝のあいさつ運動、女性職員による改善活動（クールなでしこ）、若手社員による業務合理化を推進するための話し合いを実施するなど、良好な職場風土の醸成に取り組んでいる。

（総合所見）

平成25年度における事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組は、計画どおり実行され、不適合件数の減少等からも継続的な改善が行われていると評価できる。

一方、事業者は、安全文化要素の「事故・故障等の未然防止に取り組む組織」及び「上級管理者の明確な方針と実行」等について、今後改善が必要であると自らを評価し、次年度の取組として、管理者層とメンバー層、協力企業とのコミュニケーションの一層の充実等を掲げており、これらの取組の状況や成果について、今後とも継続した監視を行うこととする。

以上